

「地域を支える建設業」検討会議
第10回全体会議 資料

建設業労働災害防止協会 長野県支部規約改正

建設業労働災害防止協会長野県支部

建設業労働災害防止協会長野県支部規約改定

旧 規 約	新 規 約
第1章 総 則	第1章 総 則
(支 部) 第1条 この支部は、建設業労働災害防止協会(以下本部と称する)定款第36条の規定に基づいて設けるものとする。	(支 部) 第1条 この支部は、建設業労働災害防止協会(以下「本部」と称する)定款第36条の規定に基づいて設けるものとする。
(名 称) 第2条 この支部は、長野県の区域に亘るものとし、建設業労働災害防止協会長野県支部と称する。	(名 称) 第2条 この支部は、建設業労働災害防止協会長野県支部と称する。
(事務所) 第3条 この支部は、主たる事務所を長野市に置く。 2 この支部は、必要と認める区域に分会を設けることができる。	(事務所) 第3条 この支部は、主たる事務所を長野市に置く。 2 この支部は、必要と認める区域に分会を設けることができる。 <u>分会の名称及び区域は別に定める。</u>
第2章 事 業	第2章 事 業
(事 業) 第4条 この支部は、建設業に係る労働災害の防止に関し次の事業を行う。 (1) 設定された労働災害防止規程の実施について、その促進を図ること (2) 技術的な事項について指導及び援助を行うこと。 (3) 労働者の技能に関する講習を行うこと。 (4) 情報及び資料を収集し及び提供すること。 (5) 調査及び広報を行うこと。 (6) 前各号の業務に附帯する業務を行うこと。	(事 業) 第4条 この支部は、建設業に係る労働災害の防止に関し次の事業を行う。 (1) 設定された労働災害防止規程の <u>順守と実施</u> について、その促進を図ること (2) 技術的な事項について指導及び援助を行うこと。 (3) 労働者の技能に関する講習を行うこと。 (4) 情報及び資料を収集し及び提供すること。 (5) 調査及び広報を行うこと。 (6) 前各号の業務に附帯する業務を行うこと。
第3章 会 員	第3章 会 員
(会 員) 第5条 この支部に所属する会員は、長野県内において建設業を営む事業主(代理人を含む以下同じ。)及び同地域内で組織されている建設業を営む事業主の団体とする。 2 この支部の地域をこえて組織されている会員である団体に所属し、この支部の区域内において建設業を営む事業主については、会員に準じたものとして扱うことができる。	(会 員) 第5条 <u>会員は、1号会員(正会員A、B)と2号会員(賛助会員)とする。</u> 2 <u>1号会員は、長野県内において建設業法により許可を受けた建設業を営む事業主とする。</u> 3 <u>1号会員において正会員Aとは(社)長野県建設業協会にも加入する者とし、正会員Bとは当支部のみ加入する者とする。</u> 4 <u>2号会員とは、この支部の事業に賛同し、同地域内で組織されている建設業を営む事業主の団体とする。</u>

旧 規 約	新 規 約
<p>(議決権及び選挙権)</p> <p>第6条 会員は、各1個の議決権及び選挙権を有する。</p> <p>(加入、脱退)</p> <p>第7条 会員の加入又は脱退の手続き及び会費の納入は支部長を経由するものとする。</p>	<p><u>(入 会)</u></p> <p>第6条 この支部に入会しようとするときは別に定める申込書を所属分会を経由するものとする。</p> <p>2 1号会員及び2号会員は、別に定める会費基準により会費を納入するものとする。</p> <p>3 既納の会費は、その理由のいかんを問わず、これを返還しないものとする。</p> <p><u>(会員の権利)</u></p> <p>第7条 会員の権利は、次のとおりとし、その会員自身に帰属する。</p> <p>(1) 1号会員は、支部総会における各1個の議決権、役員選挙権及び被選挙権を有する。</p> <p>(2) 支部事業運営に関し意見を述べること。</p> <p><u>(会員の義務)</u></p> <p>第8条 会員は、支部及び所属分会の実施する労働災害防止活動に参加しなければならない。</p> <p>2 会員は前項に定める義務を履行した者につき、支部より活動証明を発行する。</p> <p><u>(会員資格の喪失)</u></p> <p>第9条 会員は、次の各号の一に該当する場合には会員たる資格を失う。</p> <p>(1) 退会の届出書を提出したとき。</p> <p>(2) 事業を廃止し、又は解散したとき。</p> <p>(3) 事業主が死亡後、事業を継承するものがないとき。</p> <p>(4) 建設業法による許可を継続しないとき。</p> <p>(5) 所属分会を退会したとき。</p> <p>(6) 所属分会において除名されたとき。</p> <p>2 脱退の手続きは分会長を経由するものとする。</p> <p>3 前2項の規定にかかわらず、会員が年度内に納付すべき会費を滞納し催告しても、なお、納入しないときは会員の資格を喪失する。</p>

旧 規 約	新 規 約
<p style="text-align: center;">第4章 役員等</p> <p>(役員の定数)</p> <p>第8条 この支部に次の役員を置く。</p> <p>(1) 支部長 1名</p> <p>(2) 副支部長 4名</p> <p>(3) 理事 21名以内</p> <p>(4) 監事 4名</p> <p>(役員の職務)</p> <p>第9条 支部長は、この支部を代表し、支部の会務を総括する。</p> <p>2 副支部長は、支部長を補佐し、支部長に事故あるときは、その職務を代理する。</p> <p>3 理事は、理事会を構成し、会務の運営にあたる。</p>	<p>(会員の除名)</p> <p>第10条 会員が、次の各号に該当するときは、総会の議決により除名することができる。</p> <p>(1) 支部の名誉を毀損し、又は犯罪その他信用を失うような行為があったとき。</p> <p>(2) 本会の目的に反するような行為をしたとき又は会員としての義務に違反したとき。</p> <p>(3) 会員が暴力等反社会的行為により目的を達成しようとする団体に所属したとき。</p> <p>2 前項の規定により除名の議決をしようとする場合には、その会員にあらかじめ通知するとともに支部総会において弁明の機会を与えなければならない。</p> <p>(会員の届出義務)</p> <p>第11条 会員又は相続関係人は、次の場合、直ちに所属分会を経由して届け出なければならない。</p> <p>(1) 第9条の規定に該当するに至ったとき。</p> <p>(2) 組織、名称又は代表者を変更したとき。</p> <p>(3) 本店の所在地を変更したとき。</p> <p>(分会長の届出義務)</p> <p>第12条 分会長は、第9条第1項各号に該当する事項が生じたときは、直ちに支部に届け出なければならない。</p> <p style="text-align: center;">第4章 役員等</p> <p>(役員の定数)</p> <p>第13条 この支部に次の役員を置く。</p> <p>(1) 支部長 1名</p> <p>(2) 副支部長 4名</p> <p>(3) 理事 21名以内</p> <p>(4) 監事 4名</p> <p>(役員の職務)</p> <p>第14条 支部長は、この支部を代表し、支部の会務を総括する。</p> <p>2 副支部長は、支部長を補佐し、支部長に事故あるときは、その職務を代行する。</p> <p>3 理事は、理事会を構成し、会務の運営にあたる。</p>

旧 規 約	新 規 約
<p>4 監事は、支部の業務及び経理の状況を監査する。</p> <p>(役員の任命) 第10条 支部長は会長が委嘱する。</p> <p>2 理事及び監事は、支部総会において選任又は解任する。</p> <p>3 副支部長及び専務理事は、理事会で選任する。</p> <p>(役員の任期) 第11条 役員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。</p> <p>2 役員は、任期満了後又は辞任後も、新たに役員が選任されるまで、引続きその職務を行うものとする。</p> <p>3 補欠の役員の任期は、その前任者の残任期間とする。</p> <p>(顧問、参与) 第12条 この支部に顧問及び参与をおくことができる。</p> <p>2 支部長は、労働災害の防止に関し、学識経験あるものの中から理事会に諮って顧問又は参与を委嘱する。</p> <p>3 顧問及び参与は、この支部の業務運営に関する重要な事項について支部長の諮問に応じ、及び会議に出席して意見を述べることができる。</p>	<p>4 監事は、支部の業務及び経理の状況を監査する。</p> <p>(役員の選任) 第15条 支部長は、<u>1号会員の中から支部総会で選任された後</u>、会長が委嘱する。</p> <p>2 理事及び監事は、支部総会において選任又は解任する。</p> <p>3 副支部長及び専務理事は、理事会で選任する。</p> <p>(役員の任期) 第16条 役員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。</p> <p>2 役員は、任期満了後又は辞任後も、<u>後任役員が決定就任するまではその職務を行うものとする。</u></p> <p>3 役員から任期中辞任届のあったときは、<u>支部長は理事会に諮り、その受理の可否について決定しなければならない。</u></p> <p>4 役員に欠員を生じ補充の必要を認めるときは、<u>第13条の規定に基づいて補欠選任を行う。</u></p> <p>5 <u>補欠又は増員により選任された役員</u>の任期は、その前任者の残任期間とする。</p> <p>(顧問、参与) 第17条 この支部に顧問及び参与をおくことができる。</p> <p>2 支部長は、労働災害の防止に関し、学識経験あるものの中から理事会に諮って顧問又は参与を委嘱する。</p> <p>3 顧問及び参与は、この支部の業務運営に関する重要な事項について支部長の諮問に応じ、及び会議に出席して意見を述べることができる。</p>

旧 規 約	新 規 約
第5章 支部総会及び代議員会 (総会の招集)	第5章 支部総会及び代議員会 (総会の招集)
第13条 支部総会は、通常総会及び臨時総会とする。	第18条 支部総会は、通常総会及び臨時総会とする。
2 通常総会は、支部長が毎年事業年度終了後遅滞なく召集する。	2 通常総会は、支部長が毎年事業年度終了後遅滞なく召集する。
3 臨時総会は、支部長が必要があるときは、いつでも理事会に諮って召集する。	3 臨時総会は、 <u>次の場合召集する。</u>
4 支部会員の五分の一以上にあたる会員が会議の目的事項及び招集の理由を記載した書面を提出してきたときは、支部長は遅滞なく、臨時総会を招集しなければならない。	(1) <u>支部長が必要と認めたととき。</u> (2) <u>支部会員の五分の一以上にあたる会員が会議の目的事項及び招集の理由を記載した書面を提出してきたときは、支部長は遅滞なく、臨時総会を招集しなければならない。</u>
(支部総会の通知)	(支部総会の通知)
第14条 支部総会の招集は、会日の十日前までに、会議の目的たる事項、日時及び開催場所を記載した書面を各会員に発して行うものとする。	第19条 支部総会の招集は、会日の10日以前に、会議の目的たる事項、日時及び開催場所を記載した書面を <u>もって1号会員に通知しなければならない。</u>
(議 長)	(議 長)
第15条 支部総会の議長は、支部長とする。	第20条 支部総会の議長は、支部長とする。
(支部総会の決議事項)	(支部総会の議決事項)
第16条 支部総会ではこの規約で別に定めるもののほか次の事項について審議決定するものとする。	第21条 支部総会では <u>次のことを議決する。</u>
(1) 事業計画及び収支予算に関する事項 (2) 支部規約に関する事項 (3) その他支部長が必要と認める事項	(1) <u>支部長の選任</u> (2) <u>副支部長、専務理事、常務理事、理事及び監事の承認</u> (3) <u>支部規約に関する事項</u> (4) <u>事業報告及び収支決算に関する事項</u> (5) <u>事業計画及び収支予算に関する事項</u> (6) <u>その他支部長が必要と認める事項</u>
(総会の議事)	(総会の議事)
第17条 総会の議事は、出席した会員の過半数でこれを決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。	第22条 <u>支部総会は、1号会員の過半数の出席によって成立し、議決は、出席1号会員の過半数の賛成をもって決する。可否同数のときは、議長の決するところによる。</u>

旧 規 約	新 規 約
<p>(支部総会の議事録)</p> <p>第18条 支部総会の議事録は、議長及び出席者のうちから議長の指名した理事2名以上が作成し、これに署名するものとする。</p> <p>2 前項の議事録には、次の事項を記載しなければならない。</p> <p>(1) 開催の日時及び場所</p> <p>(2) 会議の目的たる事項</p> <p>(3) 会員数及びその出席者数</p> <p>(4) 議事の経過の概要</p> <p>(5) 議事別の議決の結果</p> <p>(代議員会)</p> <p>第19条 この支部に、支部総会の議決により、代議員会を置くことができる。</p> <p>2 代議員会は、代議員100名以上150名以内をもって組織する。</p> <p>3 代議員会は、支部総会に代わりその議決事項を審議決定する。</p> <p>(代議員)</p> <p>第20条 代議員は、支部総会で定めるところにより、会員のうちから選任する。</p> <p>2 代議員の任期は2年とし、再任を妨げない。</p> <p>3 代議員は、各1個の議決権及び選挙権を有する。</p> <p>4 代議員は任期満了後も新たに代議員が選任されるまで引き続きその職務を行うものとする。</p> <p>(準用)</p> <p>第21条 支部総会に関する規定は、代議員会に準用する。</p>	<p>(支部総会の議事録)</p> <p>第23条 支部総会の議事録は、議長及び出席者のうちから議長の指名した理事2名以上が作成し、これに署名するものとする。</p> <p>2 前項の議事録には、次の事項を記載しなければならない。</p> <p>(1) 開催の日時及び場所</p> <p>(2) 会議の目的たる事項</p> <p>(3) 会員数及びその出席者数</p> <p>(4) 議事の経過の概要</p> <p>(5) 議事別の議決の結果</p> <p>(代議員会)</p> <p>第24条 この支部に、支部総会の議決により、代議員会を置くことができる。</p> <p>2 代議員会は、<u>分会より選出された代議員をもって組織する。</u></p> <p>3 代議員会は、支部総会に代わりその議決事項を審議決定する。</p> <p>(代議員)</p> <p>第25条 代議員は、支部総会で定めるところにより、会員のうちから選任する。</p> <p>2 <u>代議員数は、各分会、各2名を基礎数とし、分会の会員数に応じて20社に対し1名として配分する。</u></p> <p>3 代議員の任期は2年とし、再任を妨げない。</p> <p>4 代議員は、各1個の議決権及び選挙権を有する。</p> <p>5 代議員は任期満了後も新たに代議員が選任されるまで引き続きその職務を行うものとする。</p> <p>(準用)</p> <p>第26条 支部総会に関する規定は、代議員会に準用する。</p>

旧 規 約	新 規 約
第 6 章 理 事 会	第 6 章 理 事 会
(理事会)	(理事会)
第 2 2 条 理事会は、支部長、副支部長、専務理事及び理事をもって構成する。	第 2 7 条 理事会は、支部長、副支部長、専務理事及び理事をもって構成する。
2 理事会は、必要に応じて支部長が召集する。ただし、総ての理事の三分の一以上にあたる理事が会議の目的事項及び招集の理由を記載した書面を提出して請求したときは、支部長は遅滞なく理事会を招集しなければならない。	2 理事会は、必要に応じて支部長が召集する。ただし、総ての理事の 3 分の 1 以上にあたる理事が会議の目的事項及び招集の理由を記載した書面を提出して請求したときは、支部長は遅滞なく理事会を招集しなければならない。
	3 <u>理事会は、社団法人長野県建設業協会の常任理事会を持って充てることができる。</u>
(理事会の議決事項)	(理事会の議決事項)
第 2 3 条 理事会は、この規約で別に定めるもののほか、次の事項を審議決定するものとする。	第 2 8 条 理事会は、この規約で定めるもののほか、次の事項を審議決定するものとする。
(1) 総会又は代議員会に提出する議案	(1) <u>支部総会</u> 又は代議員会に提出する議案
(2) 会務の処理に関する事項	(2) 会務の処理に関する事項
(3) その他支部長が必要と認める事項	(3) その他支部長が必要と認める事項
(議長及び議事)	(議長及び議事)
第 2 4 条 理事会の議長は、支部長とする。	第 2 9 条 理事会の議長は、支部長とする。
2 第 1 7 条及び第 1 8 条の規定は、理事会に準用する。	2 第 2 2 条及び第 2 3 条の規定は、理事会に準用する。
	<u>第 7 章 専門委員会及び安全指導者</u>
	(専門委員会)
	第 3 0 条 <u>建設業の労働災害防止に関する各種事項を調査研究し、事業の円滑な推進に資するため専門委員会を設置する。</u>
	2 <u>専門委員会に関し必要な事項は別に定める。</u>
	(安全指導者)
	第 3 1 条 <u>この支部に本部安全指導者指導規定に基づき安全指導者を置くものとする。</u>

旧 規 約	新 規 約
第7章 事務局	第8章 事務局
(事務局) 第25条 この支部に事務を処理するための事務局を置く。 2 事務処理の組織に関し必要な事項は、別に定める。	(事務局) 第32条 この支部に事務を処理するための事務局を置く。 2 事務処理の組織に関し必要な事項は、別に定める。
第8章 雑 則	第9章 雑 則
(実施事項) 第26条 この規約に定めるもののほか、この規約を実施するため必要な事項は理事会で定める。	(表 彰) 第33条 <u>分会または会員及び関係役職員の表彰は、別に定める表彰規程によって行う。</u>
第9章 資産及び会計	第10章 資産及び会計
(会 計) 第27条 この支部の資産は、交付金及びその他の収入からなるものとして、支部長が管理する	(資 産) 第35条 この支部の資産は、 <u>次のとおりとする。</u> (1) <u>本部交付金</u> (2) <u>会費及び賛助会費</u> (3) <u>財産目録記載の財産</u> (4) <u>事業から生ずる収入</u> (5) <u>その他の収入</u>
(経費の支弁) 第28条 この支部の経費は資産をもって支弁する。	(経費の支弁) 第36条 この支部の経費は資産をもって支弁する。
(会計年度) 第29条 この支部の会計年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。	(会計年度) 第37条 この支部の会計年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。
(予算案の作成) 第30条 支部長は、毎会計年度の初めに事業計画案及び収支予算案を作成し、支部総会の承認を得なければならない。	(予算案の作成) 第38条 支部長は、毎会計年度の初めに事業計画案及び収支予算案を作成し、 <u>理事会の議決を得た上、</u> 支部総会の議決を得なければならない。

旧 規 約	新 規 約
<p>(会計書類の作成及び監査)</p> <p>第31条 支部長は、毎会計年度の事業報告、貸借対照表、損益計算書及び財産目録を作成し、監事の監査を経て総会の承認を得なければならない。</p> <p>附 則 この規約は、この支部の設立の日より施行する。</p> <p>〔改正の経過〕</p> <p>昭和39年10月30日 約 定 昭和45年 6月22日 一部改正 昭和48年 9月17日 " " 昭和55年 6月12日 " "</p>	<p>(決算の承認)</p> <p>第39条 支部長は、毎会計年度の事業報告、<u>収支決算書、貸借対照表及び財産目録を作成し、理事会の議を経た上、</u>監事の監査を受け、支部総会に提出して承認を得なければならない。</p> <p>附 則 この改正規約は、<u>平成22年 6月 1日</u>から施行する。</p> <p>〔改正の経過〕</p> <p>昭和39年10月30日 約 定 昭和45年 6月22日 一部改正 昭和48年 9月17日 " " 昭和55年 6月12日 " " <u>平成22年 5月31日 改 正</u></p>